

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	許可工作物の完成の検査
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第30条第1項
法令の規定	【河川法第30条第1項】 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。
審査基準	① 完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合していること。 なお、第44条第1項のダムについては、ダム検査規程（昭和43年建設省訓令第2号）によるものとする。
標準処理期間	20日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	